

## 主要行等向けの総合的な監督指針（資本性借入金関係） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><b>III－4 金融仲介機能の発揮</b></p> <p><b>III－4－1 基本的役割</b></p> <p>金融機関は、中小企業（小規模事業者を含む。以下III－5までにおいて同じ。）や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等（注1）に努めることが求められる。</p> <p>特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第64条の規定（注2）の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる（顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮については、III－5－1を参照）。</p> <p>また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」で示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（III－9－2参照）。</p> <p>(注1) 「貸付けの条件の変更等」とは、貸付けの条件の変更、旧債の借換え、DES（デット・エクイティ・スワップ）その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。</p> <p>(注2) 株式会社地域経済活性化支援機構法第64条では、「機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の</p>	<p><b>III－4 金融仲介機能の発揮</b></p> <p><b>III－4－1 基本的役割</b></p> <p>金融機関は、中小企業（小規模事業者を含む。以下III－5までにおいて同じ。）や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等（注1）に努めることが求められる。</p> <p>特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第64条の規定（注2）の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる（顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮については、III－5－1を参照）。</p> <p>特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本性借入金（注3）や出資等も活用し、顧客企業の経営改善等につなげていくことが強く求められる。</p> <p>また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」で示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（III－9－2参照）。</p> <p>(注1) 「貸付けの条件の変更等」とは、貸付けの条件の変更、旧債の借換え、DES（デット・エクイティ・スワップ）その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。</p> <p>(注2) 株式会社地域経済活性化支援機構法第64条では、「機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（資本性借入金関係） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>連携に努めなければならない。」とされている。</p>	<p>連携に努めなければならない。」とされている。</p> <p>(注3) 「資本性借入金」とは、貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なものをいう。なお、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性（企業の規模等）、債権者の属性（金融機関、事業法人、個人等）や資金使途等により制限されるものではなく、基本的には、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本類似性が判断される。一般に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 儻還条件については、契約時における償還期間が5年を超える場合、一括償還又は同等に評価できる長期の据置期間が設定されていること</li> <li>② 金利設定については、資本に準じて配当可能利益に応じた金利設定となっていること（業績連動型など、債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること）</li> <li>③ 劣後性については、法的破綻時の劣後性が確保されていること（又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること）</li> </ul> <p>が求められると考えられる。</p>